

令和8年7月17日

第37回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第37回総会議事録

1. 日 時 令和8年7月17日(金) 午後3時30分

2. 会 場 市民センター(市役所本庁舎西側) 3階 314会議室

3. 出席委員 22名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	17番 古関 恵子	19番 武田 勇夫
20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也
24番 玉根 吉光		

5. 欠席の委員 18番 柴田 徳男 23番 佐藤 裕一

6. 事務局の出席者

事務局 長	平野 雅樹	
次長兼農地係長	齋藤 良紀	主 事 鈴木 萌花
庶務係長	丹治 薫	

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 遊休農地の区分の判断について
- 第8号 小委員会改編について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	18番 柴田徳男委員、23番 佐藤裕一委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第37回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 6番：野崎俊幸委員、17番：古関恵子委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後5時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後5時30分までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(193件)】 合計193件、令和8年7月17日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転8件、貸借権設定1件、計9件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番(発言を求める。)
議長	栗原委員(発言を許可する。)
1番	整理番号1番について説明いたします。渡人は病気で耕作できず、受人が借り受けて申請地にあるハウスを利用しキュウリを栽培する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号2番について説明いたします。申請地は地区内小学校の南東にあります。渡人は高齢で土地を処分したいとのことで、受人が土地を取得することになりました。受人は親戚に指導を受け、サツマイモを栽培する予定であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号3番及び4番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は申請地を整地し、野菜を作っています。規模拡大するということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号5番及び6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号5番について説明いたします。申請地はもともと桑畑として利用されており、現在は草刈りがされている畑です。ジャガイモ、ナス、キュウリなどの栽培を予定しており、地元の協力を得て耕作するため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号6番について説明いたします。渡人と受人は親戚関係です。受人世帯で以前から耕作をしており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号7番について説明いたします。申請地は受入の実家の近くであり、自家消費栽培をするため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
24番	議長24番（発言を求める）
議長	玉根委員（発言を許可する）
24番	整理番号8番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。24番 玉根委員、一時退席願います。
	（一時退席する）
議長	それでは議事を再開します。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号8番について説明いたします。受入が基盤法で借り受けていた農地を取得する案件です。受入は申請地に隣接した農地で耕作しており、大規模に農業を行っている方であるため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号9番について説明いたします。受入は令和6年4月議案で新規就農として承認された方であります。日本における居住期間は平成13年から平成22年、令和3年から現在に至り、日本語で問題なく意思疎通が可能であります。申請地ではキュウリ、スナップエンドウなどを栽培する予定であり、受入は申請地近くに引っ越し、そこを拠点として農業を行うとのことです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から9番の9件、原案のとおり許可と決定いたします。
	24番 玉根委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
	（入室、着席する。）
議長	それでは議事を再開します。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

次長	議案書の4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転1件、賃貸借権設定1件、計2件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号1番について説明いたします。この案件は議案第1号整理番号6番と関連しています。譲受人が3条申請により農地を取得しようとしたところ、自己住宅の一部が申請地に越境していることがわかり、追認する案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号2番について説明いたします。水道工事のため、一時転用する案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の5ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業の操業期間を変更し継続施工するための変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。 区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号1番について説明いたします。西道路こ道橋新設工事のため、事業の操業期間を延長する案件です。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり承認と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。申請地は傾斜地のため、昭和41年頃から耕作放棄している土地です。願出人は平成23年に申請地を相続しており、農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号2番について説明いたします。申請地は傾斜地のため、平成17年頃から耕作放棄している土地です。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。 ご審議よろしく願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。 区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。平成17年に農業用倉庫として建設しましたが、当時申請が漏れてしまっていたとのことです。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、農業用施設として利用されていることを確認しました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から4番の4件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番から4番について説明いたします。いずれも同じ受人です。以前から水田をや

	っており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号5番から11番の6件、詳細は「議案書」のとおりです。なお、整理番号8番は取下げになりました。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号5番について説明いたします。以前から耕作しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号6番について説明いたします。周辺農地のモモを耕作している法人であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号7番について説明いたします。以前別の方が耕作していましたが、今回の受人が耕作を引き続く案件です。申請地は適切に管理されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号9番について説明いたします。受人はモモの専業農家であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号10番について説明いたします。令和8年4月議案で受人の娘の法人が申請を出しましたが、取下げになった案件です。今回は受人が借りるということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号11番について説明いたします。令和8年6月議案で認可された農地の隣接であり、今回の申請地と一体として利用されているため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号12番から18番の7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号12番について説明いたします。渡人と受人は親子関係であり、娘が父から借り受けて耕作する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号13番について説明いたします。農業委員が斡旋を行った案件であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号14番及び15番について説明いたします。いずれも同じ受入です。受人は大豆を主として農業を行っており、販売先を確保されています。区域協議会では問題なしと判断い

	たしました。 整理番号１６番について説明いたします。受人の住所地は市外ですが、実際は市内に住んでいます。申請地は以前から管理されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号１７番及び１８番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人の住所が申請地から少し遠いですが、申請地近くに住んでいて手伝ってくれる方がいます。整理番号１７番の農地にはモモの苗木が、整理番号１８番の農地にはモモの成木が植えられており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号４番、整理番号１９番から２７番の９件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１４番	議長１４番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
１４番	整理番号１９番から２１番について説明いたします。いずれも同じ受人です。個人から法人契約になったので、再契約をする案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２２番について説明いたします。基盤法から移行であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２３番について説明いたします。渡人は高齢であり、受人は昨年から申請地を耕作しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２４番について説明いたします。基盤法からの移行であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号２５番から２７番について説明いたします。いずれも同じ受人です。３年前から県外から移住をし、農業を行っている方です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号５番、整理番号２８番から６９番の４２件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
１７番	議長１７番（発言を求める）
議長	古関委員（発言を許可する）
１７番	整理番号６９番については、私の家族の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。１７番 古関委員、一時退席願います。 （一時退席する）
議長	それでは議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号28番について説明いたします。以前から耕作しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 先に整理番号69番について説明いたします。基盤法からの移行であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号29番から65番について説明いたします。いずれも同じ受人です。もともと借り受けていた方が病気で耕作できなくなり、今回受人が同じ条件で借り受ける案件です。申請地は基盤整備されており、面積は多いですが、水原地区全体で支援しながら耕作していく予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号66番から68番について説明いたします。いずれも先ほど説明した整理番号29番から65番と同じで、もともと借り受けていた方が病気で耕作できなくなり、個人で借り受ける案件です。整理番号66番の渡人と受人は同じ氏名ですが、別人です。水原地区で話し合い、今後も見守っていくということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号70番から98番の28件、詳細は「議案書」のとおりです。なお、整理番号83番は取下げとなりました。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号70番から98番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は新規就農となっておりますが、平石の大半の水田を耕作している法人で10年以上働いており、水田も適切に管理されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号99番から109番の11件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
24番	議長24番（発言を求める）
議長	玉根委員（発言を許可する）
24番	整理番号107番及び109番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。24番 玉根委員、一時退席願います。 （一時退席する）
議長	それでは議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号99番について説明いたします。以前、別の方が耕作していましたが、今回の受人が耕作を引き継ぐ案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号100番について説明いたします。基盤法からの移行であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号101番について説明いたします。農業法人から独立して個人として就農した方であり、吾妻区域で10町歩以上の水田を耕作している若手後継者です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号102番について説明いたします。もともと梨畑でありましたが、今回リンゴを栽培する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号103番及び104番について説明いたします。いずれも同じ受入です。受入はキュウリ、シイタケを栽培している若手後継者です。整理番号103番はキュウリなどを栽培し、整理番号104番は新たにモモを栽培する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号105番について説明いたします。基盤法からの移行であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号106番について説明いたします。基盤法からの移行であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号107番及び109番について説明いたします。いずれも同じ受入です。整理番号107番は基盤法からの移行であります。整理番号109番の渡人と受入は知り合いであります。受入は大規模に耕作している方であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号108番について説明いたします。ジャガイモとネギを栽培する予定であり、販売ではなく、受入である法人の従業員に配る目的で耕作をするとのことですので。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、整理番号8番及び83番を除き、原案のとおり決定いたします。 17番 古関委員、24番 玉根委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。（入室、着席する。）
議長	それでは議事を再開します。 次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書34ページ、報告第1号から51ページ報告第8号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。

会長代理

閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。

〔尾形会長代理より閉会の言葉〕

慎重審議ありがとうございました。

これで、第37回総会を終了いたします。

(午後4時30分)

令和8年7月17日

これは、福島市農業委員会第37回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人6番 野崎 俊幸

議事録署名人17番 古関 恵子